

紀美野町地域公共交通活性化再生協議会設置要綱

令和 8 年 9 月 11 日

告示第 54 号

(目的)

第 1 条 紀美野町地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 計画の実施に関する事項
- (3) 計画の実施に係る調整に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のために必要な事項

(構成委員)

第 3 条 協議会は、次に掲げる団体及び個人で下記に掲げる委員をもって構成するものとする。

- (1) 紀美野町長又はその指名する者
- (2) 法第 2 条第 2 号に掲げる公共交通事業者等及びその組織する団体が推薦する者
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者
- (5) 道路管理者、県警察等協議会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 行政機関の職員、関係団体の役員その他その職にある者をもって委員に充てる者については、その職にある期間とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 第 1 項の委員に異動、退職その他の事由が生じた場合は、後任者をも

って当該委員の後任とする。

(組織運営)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により選任し副会長は、委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長は、協議会の会計等を監査する監査委員を委員の中から任命する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 協議会の事務を処理するため、紀美野町企画管財課内に事務局を置く。

(監査委員)

第6条 協議会に監査委員2名を置く。

2 協議会の出納監査は、監査委員が行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員は、会議を欠席する場合は、代理の者を出席させるか、委任状を提出して他の委員に表決を委任することができる。この場合において、当該代理出席者は委員とみなし、委任状を提出したものは会議に出席したものとみなす。

4 協議会の議決の方法は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

6 協議会は、原則として公開とする。

(書面による決議)

第8条 協議会は、会議の内容が軽微な場合又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難であると会長が認める場合は、書面により決議することができる。この場合において、前条第4項中「出席者」とあるのは、「回答」と読み替え、その規定を準用する。

(部会)

第9条 協議会は、第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 道路運送法第9条第4項に規定する協議会として設置される運

賃協議会部会

(2) その他専門的な調査、検討を行うために設置される部会

3 部会の設置に際し、組織、運営その他必要な事項は会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(軽微な事項に関する取扱い)

第11条 協議会において協議が調った事項についての軽微な変更の取扱いについては、和歌山運輸支局等と事前調整の上、意見照会をもって議決に代えることができるものとする。

附 則

この告示は、令和8年9月11日から施行する。